

### (1) 公害審査会

公害紛争処理法に基づき、県では、大分県公害紛争処理条例（昭和45年大分県条例第38号）を制定し、昭和45年11月に大分県公害審査会を設置した。

審査会は、法律、公衆衛生、産業技術等の学識経験者10名から構成され、委員の任期は3年である。公害紛争が生じた場合、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行う。

なお、本年度までに係属した事件は、ゴルフ場農薬等被害防止建設差止請求事件（平成3年10月受付、平成5年3月調停打切）、下水道終末処理場建設に係る調停申請事件（平成7年11月受付、平成8年8月調停打切）、ガソリンスタンド土壤汚染浄化工事実施協力に係る調停申請事件（平成17年3月受付、平成17年12月調停成立）がある。（大分県公害審査会委員 資料編 2-(3)）

### (2) 公害苦情相談員

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階ともいえるものであるから、その迅速かつ適切な処理は、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公害紛争を未然に防止するうえでも重要である。

このため、県及び市町村は、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員制度を設け、公害苦情の適切な処理を図っている。

## 第8節 地域環境保全基金

県では、「地域環境保全対策費補助金（環境省）」により、平成2年3月に大分県地域環境保全基金を創設した。

この基金は、財源を安定的に確保し、地域環境を保全するための各種の地域環境保全推進事業を実施するためのもので、基金の運用から生ずる収益を、環境の保全に関する知識の普及、地域における環境保全活動に対する支援、その他の地域の環境を保全するための活動の推進に要する経費に充当している。

また、これまでに個人及び団体から23件、合計12,509千円（平成21年12月末現在）の寄付を受け入れている。

なお、平成21年6月から開始したレジ袋の無料配布中止の取組に伴う収益金について、事業者からの申し出により、県が実施する環境関連事業に活用する目的で、寄付として同基金に受け入れている。（上記23件のうち2件、金額1,375千円）